

## 伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務委託プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務を委託する者を、プロポーザル方式により決定するために必要な事項について定めるものである。

伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務とは、市内外の先進的なアイデア・技術等を保有するスタートアップ等を複数呼び込み、市内で講演会等のイベントを開催することで、市内中小企業者との交流機会を創出し、オープンイノベーション促進や新規事業創出の機運醸成を図るとともに、将来的な市外スタートアップ等の移転促進の取組みの端緒とするものである。また、創業及び第二創業の意欲向上を促し、将来的な市内スタートアップ等創出のきっかけとすることを旨とするものである。

### (プロポーザルに参加する者)

第2条 伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務委託プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする(ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に公告時点で下記の「業務分類」で名簿に登録があること。
  - ・2802 イベント企画・運営
- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格(指名)停止措置要領の規定による資格(指名)停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者であること。

### (プロポーザル参加仕様書)

第3条 プロポーザルの仕様については、別紙1のとおりとする。

### (選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、伊勢市スタートアップ等交流促進事業業務受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

### (選定委員会の組織運営)

第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。

- (1) 委員定数は、5名とする。
- (2) 委員会は、定数の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- (4) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- (5) 委員長は、委員会を招集し、統括する。
- (6) 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (7) 委員長及び副委員長とともに事故があるとき又は欠けたときは、商工労政課長が委員会を招集して委員に諮り、その回のみ臨時委員長を互選するものとする。

(庶務)

第6条 プロポーザルの実施にかかる庶務は、伊勢市産業観光部商工労政課で行う。